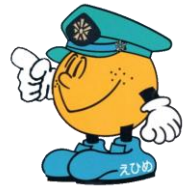




# 自転車月間



令和7年5月1日(木)～5月31日(土)

自転車の安全利用のための交通ルールの周知と遵守を進めるため、毎年5月は「自転車月間」として定められており、全国一斉で自転車の基本的なルールの周知徹底や、自転車の交通秩序の実現等を目的とした取組等が実施されています。

## ～自転車を安全に利用するために～

### 1 自転車の交通ルール・マナーの遵守

「**自転車安全利用五則**」を守りましょう!!

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- ③ 夜間はライトを点灯

- ④ 飲酒運転は禁止

- ⑤ ヘルメットを着用

**自転車とヘルメットは  
ワンセット!!**



### 2 酒気帯び・ながら運転の罰則強化～令和6年11月から～

飲酒運転自転車関連死亡・重傷事故は**横ばい**で推移。

携帯電話等使用自転車関連死亡・重傷事故は**増加傾向**。

自転車も**飲酒・ながら運転は絶対ダメ!**

### 3 自転車も交通反則通告の対象に～令和8年5月までに施行～

自転車の運転者が行った一定の違反行為が**交通反則通告制度(青切符)**の対象となります。

「**シェア・ザ・ロード**」の精神で、歩行者・自転車・自動車等がお互いの立場を思いやり、安全・快適に道路を共有しましょう。

